

令和2（2020）年度

監査の概要

新潟市監査委員事務局

（令和3年6月）

目 次

I 監査の概要

1. 監査委員とは	1
2. 新潟市の監査委員	1
3. 監査等の種類	3
4. 監査の基準	4
5. 監査結果の処理	5
6. 監査結果に基づく市長等の措置	5
7. 監査の流れ（定期監査）	6

II 令和2年度 監査等の結果

1. 定期監査（財務等監査・行政監査、工事監査）	7
2. 財政援助団体等監査	14
3. 令和元年度 決算審査	17
4. 令和元年度 基金運用状況審査	29
5. 令和元年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査	30
6. 例月現金出納検査	32
7. 住民監査請求に基づく監査	32
8. 請求等に基づく監査	33
9. 包括外部監査	33

III 参考

1. 関係法令・例規	34
2. 用語の解説	35

I 監査の概要

1. 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される、地方公共団体の長から独立した独任制⁽¹⁾の執行機関です。

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正に行われているかを公正不偏の立場から監査し、公正で効率的な市政運営の確保に資することを職務としています。

2. 新潟市の監査委員

監査委員は、行政運営に関し識見を有する者及び市議会議員のうちから市長が市議会の同意を得て選任します（地自法 196）。

監査委員の任期は、識見の監査委員は 4 年、議選の監査委員は議員の任期によります（地自法 197）。

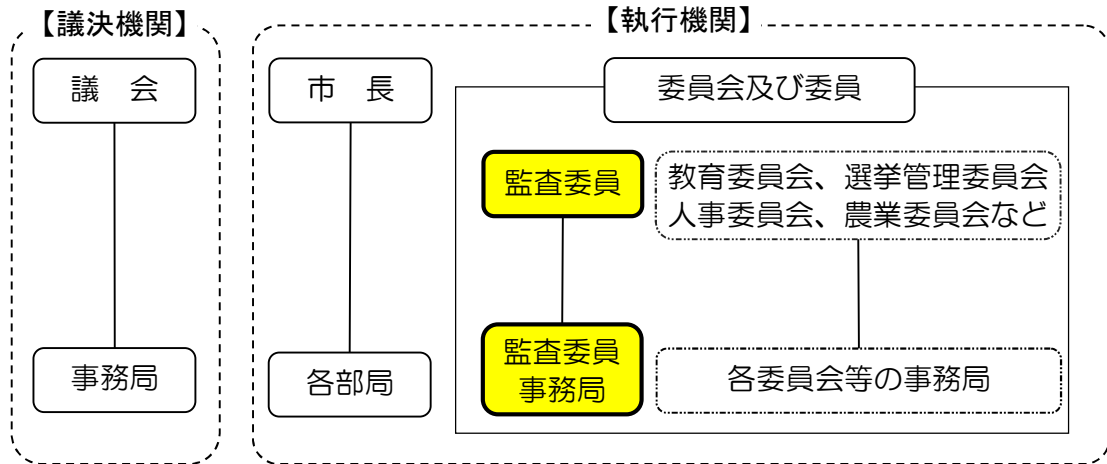
本市の監査委員は次の 4 名です。

区 分		氏 名	就任年月日	備 考
識見委員	常 勤	高井 昭一郎	平成 30 年 4 月 1 日	代表監査委員
	非常勤	伊藤 秀夫	平成 29 年 10 月 1 日	弁護士
議選委員	非常勤	五十嵐 完二	令和 3 年 5 月 22 日	市議会議員
	非常勤	串田 修平	令和 3 年 5 月 22 日	市議会議員

（令和 3 年 6 月現在）

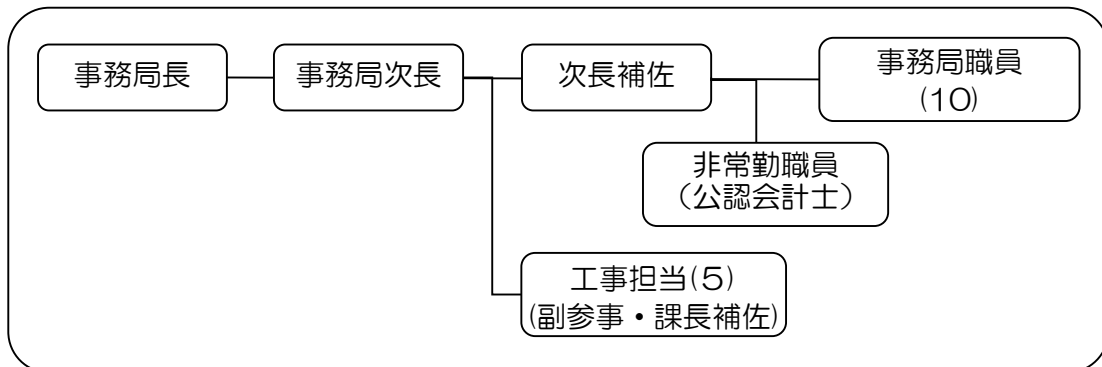
(1) 監査委員の位置づけ

監査委員は、教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会と同様に、地方公共団体に法律で設置が義務付けられた執行機関です（地自法 180 の 5 I）。



(2) 監査委員事務局について

監査委員を補助するため、事務局が置かれています（地自法 200）。



注)：表中の（ ）内の数字は職員数。ただし数字がない場合は 1 名

【所管事務】

- 定期監査等監査に関すること
- 出納検査に関すること
- 決算審査等に関すること
- 内部統制評価報告書審査に関すること
(令和 3 年度から)
- 健全化判断比率等審査に関すること
- 外部監査人の監査に関すること

3. 監査等の種類

監査委員は、公正不偏の立場から、市の事務が住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに留意して、各種の監査や審査、検査を行っています。

監査等の種類は、次のようなものがあります。

(1) 定期的に行う監査等

種 別	概 要	関係法令等
定期監査 (財務等監査) (工事監査)	市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査 市の建設事業に係る設計、積算や施工等についての技術面からの監査	地自法 199 I, IV
決算審査	市長から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計）の決算書等に基づく決算の審査	地自法 233 II 地公企法 30 II
基金運用状況審査	市長から提出された基金（定額運用基金）の運用状況調書の審査	地自法 241 V
健全化判断比率・ 資金不足比率の審査	市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率算定の審査	地公財健法 3 I, 22 I
例月現金出納検査	現金の出納について、毎月例日を定めて行う検査	地自法 235 の 2 I
内部統制評価報告書 審査	市長から提出された内部統制評価報告書の審査	地自法 150V (令和 3 年度から)

(2) 必要時に行う監査

種 別	概 要	関係法令
行政監査	市の事務の執行が、合理的、効率的に行われているか、法令等に従って適正に行われているかについての監査	地自法 199 II
財政援助団体等監査	市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査	地自法 199 VII
随時監査	定期監査のほか、必要に応じて行う、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理についての監査	地自法 199 V

(3) 市民等の請求・要求により行う監査

種 別	概 要	関係法令
住民監査請求に基づく監査	市民からの監査請求により行う監査	地自法 242

※その他、住民の直接請求に基づく事務の執行に関する監査、市長からの要求監査、議会からの請求監査等があります。

(4) 外部監査人による監査

種 別	概 要	関係法令
包括外部監査	監査委員による監査とは別に、外部監査人が、自治体の財務事務や財政援助を行っているものについて、テーマを決めて行う監査	地自法 252 の 37

4. 監査の基準

前記の各種監査は「新潟市監査委員監査基準」に基づいて実施しています。以下はその主な内容の抜粋です。

- 新潟市監査委員監査基準は、地方自治法 198 条の 3 第 1 項に規定する監査基準であり、本基準に従って監査、検査及び審査並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施する。(基準 2)
- 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。そのリスクの内容及び程度を検討にあたっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断する。(基準 7)
- 監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性も考慮するものとする。(基準 15 II)
 - ・ 合規性 … 法令等に従って適正に処理されているか
 - ・ 経済性 … より少ない経費で、同様の効果が得られないか

- ・効率性 … 同じ経費で、より大きな効果が得られないか
 - ・有効性 … 事務事業が所期の目的を達成し、効果を上げているか
- 監査委員は、監査結果に係る報告の内容、報告に添える意見の内容、報告に係る勧告の内容などについて、監査委員全員の連名で速やかに公表するものとする。
(基準 23)

5. 監査結果の処理

監査により検出された事項は、概ね以下の 6 つの処理区分に整理します。このうち「勧告」、「指摘事項」、「意見」に該当する事項については、監査結果を公表し措置を求めます。

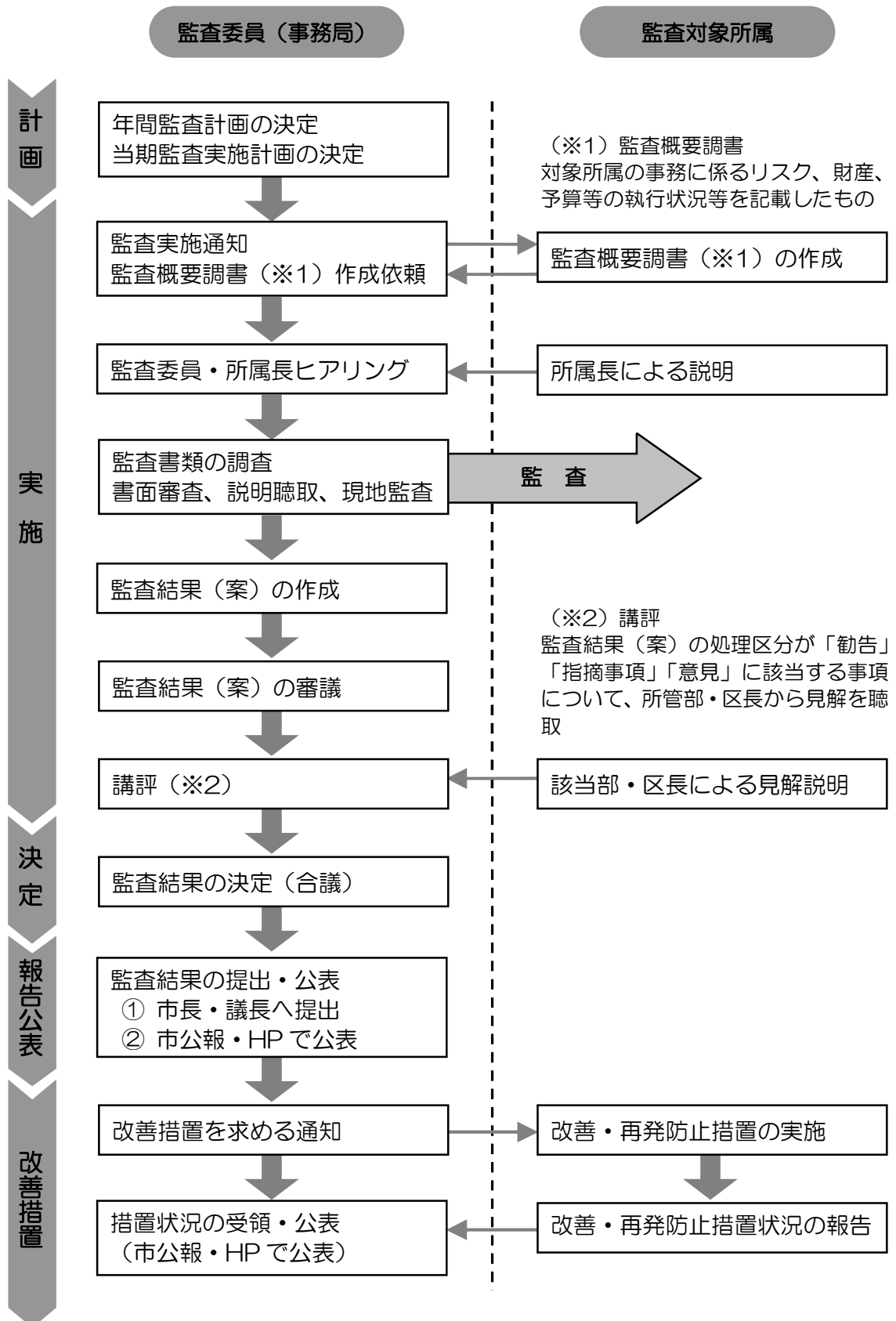
- ① 勧告 指摘事項に該当する事項のうち、特に措置を講ずる必要があると認める場合、又は監査結果で指摘事項として報告したものについて、特に措置を講ずる必要があると認めるもの（地自法 199XI）
- ② 指摘事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、その程度が著しい又は重大であり、是正若しくは改善を求めるもの（地自法 199IX）
- ③ 注意事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項及びその他特に注意すべきもの
- ④ 指導事項 法令等に違反し、又は不当と認められるもので、是正若しくは改善を求める事項のうち軽易なもの及びその他特に指導すべきもの
- ⑤ 現状確認 検出事項のうち、その後の進捗や結果について次回監査で確認するもの
- ⑥ 意見 組織及び運営の合理化に資するために示す見解で、監査委員の見解として公表するもの（地自法 199X）

6. 監査結果に基づく市長等の措置

監査結果に基づき、市長等の関係機関が改善等の措置を講じたときは、監査委員にその内容を通知するとされています。

監査委員では、実施した監査の実効性を確保するため、監査の実施後、措置の実施状況を確認しており、「勧告」「指摘事項」「意見」に該当した事項の措置内容を公表しています（地自法 199XIV、XV）。

7. 監査の流れ（定期監査）



II 令和2年度 監査等の結果

掲載している監査等の結果の全文はホームページからご覧になれます。
「令和2年度監査結果 新潟市」で検索してください。
(<https://www.city.niigata.lg.jp/smph/shisei/kansa/kansa/R2kansakekka.html>)

1. 定期監査（財務等監査・行政監査、工事監査）

(1) 財務等監査・行政監査

財務等監査は、市の財務に関する事務の執行と、公営企業の経営に係る事業全般を対象に実施する、最も基本的な監査です。予算の執行等が法令等に基づき適正に行われているかをはじめ、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施しています。

また、財務等監査の実施時に併せて行政監査も実施しており、財務以外の事務全般についても、その執行が適正に行われているか監査しています。

年間3期、原則として部・区単位に監査を行っており、概ね3年間で全ての所属を一巡しています。

● 監査の着眼点（各期共通）

- ① 重点調査項目
 - ・ 内部統制対象事務において内部統制が有効に整備・運用されているか
- ② 事務事業全般
 - ・ 事務事業の執行において経済性、効率性、有効性に問題はないか
 - ・ 事業目的に沿って適切に業務が行われているか
 - ・ 事業目的は達成されているか。
- ③ 収入事務
 - ・ 収入に係る手続及び時期は適正か。
- ④ 支出事務
 - ・ 違法、不当または不経済な支出はないか。
- ⑤ 契約事務
 - ・ 契約に係る手続及び契約内容は適正か。

⑥ 財産管理事務	・ 公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。
⑦ その他	・ 各班で監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度・影響度が大きい項目を重要リスクとして捉え、そこから着眼点を導出する。

● 令和2年度 第1期（財務等監査・行政監査）

項目		概要
監査対象		西蒲区役所、財務部、政策企画部
監査範囲		平成31年4月～令和2年2月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）
実施時期		令和2年3月12日～令和2年7月2日
監査	指摘事項	該当なし
結果	注意事項	<p>【39件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入事務 9件 督促状の未発送、納入通知書の発送遅延 等 ・ 現金取扱事務 2件 手書き納付書の連番管理の未徹底、ゴミ袋の不適切な在庫管理 ・ 支出事務 9件 時間外勤務手当の支給誤り、支払い事務の遅延 等 ・ 契約事務 4件 見積合わせの未実施、契約書の誤り 等 ・ 指定管理事務 3件 再委託手続き漏れ 等 ・ 補助金負担金 1件 申請内容の確認誤り ・ 財産管理事務 9件 使用料等の算定誤り、減免処理等の事務手続き誤り 等 ・ 内部統制 1件 マニュアルの未整備 ・ その他 1件 起案添付文書の保存誤り

● 令和2年度 第2期（財務等監査・行政監査）

項目		概要
監査対象		中央区役所、危機管理防災局、教育委員会事務局

監査範囲	令和2年4月～令和2年8月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）	
実施時期	令和2年9月11日～令和2年12月24日	
監査結果	指摘事項	【1件】 ・教育財産の貸付けに係る光熱水費実費の算定を誤り過大に徴収していたもの（教育委員会事務局中央公民館）
	注意事項	【64件】 ・収入事務7件 徴収額の算定誤り、徴収事務誤り 等 ・現金取扱事務2件 書き損じた納付書の破棄 等 ・支出事務16件 週休日振替に伴う時間外勤務手当支給誤り、支払い事務の遅延・支給漏れ 等 ・契約事務14件 予定価格・入札価格の誤り、経費執行伺の未作成、決裁漏れ 等 ・指定管理事務3件 使用料の算定誤り、備品登録漏れ 等 ・財産管理事務13件 使用料等の算定誤り、専決区分誤り 等 ・内部統制6件 リスク対策不十分等による整備上の不備発生、支払い遅延の発生等による運用上の不備発生 ・その他3件 公印押印の手続き漏れ、代休取得の認識誤り 等

● 令和2年度 第3期（財務等監査・行政監査）

項目	概要	
監査対象	江南区役所、福祉部、こども未来部	
監査範囲	令和2年4月～令和2年11月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）	
実施時期	令和2年12月14日～令和3年4月27日	
監査結果	指摘事項	【3件】 ・国民健康保険システムへの入力漏れにより国民健康保険高額療養費の過支給が発生したもの（江南区役所区民生活課） ・障がい福祉システムの設定誤りにより重度障がい者医療費助成金の誤支給が発生したもの（福祉部障がい福祉課）

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金受付処理システムの設定誤りにより、老齢年金生活者支援給付金及び障害基礎年金の誤支給、国民年金保険料の還付・調整等が発生したもの（福祉部保険年金課）
注意 事項	<p>【40件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入事務 3件 督促状の未発送、調定処理の遅延 等 ・現金取扱事務 3件 現金管理、ゴミ袋の在庫管理の不徹底、手書き納付書の連番管理の不徹底 ・支出事務 7件 週休日の振替誤り、時間外勤務手当の支給誤り、支払事務の遅延 等 ・契約事務 14件 入札調書、見積合わせ結果調書の作成誤り、予定価格の設定誤り 等 ・指定管理事務 2件 月例報告書の未提出 ・財産管理事務 10件 使用料等の算定誤り、使用料の事務手続き誤り 等 ・内部統制 1件 文書の誤廃棄、重点統制事務以外での不備発生等、整備上・運用上の不備の発生
意見	<p>【1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務システムに係る事務処理誤りについて（福祉部）

(2) 工事監査

工事監査は、設計積算、契約、施工など工事に関連した事項全般について、主として技術面から適正に行われているかを監査するものです。

工事の執行に関して、財務等監査と同様に経済性などに留意するとともに、工事及び施設の安全性や維持管理の容易性にも配慮して実施しています。

年間 2 期の監査を実施し、建築工事は毎年、土木工事は 3 年で、工事を所管又は工事に関係する所属を一巡しています。

(※令和 3 年度からは建築工事、土木工事とも 2 年で一巡するよう監査を実施。)

● 監査の着眼点（各期共通）

- ① 設計は設計指針、技術基準、積算基準等に基づき適正に行われているか。
- ② 設計は十分な現地調査が行われ、現場条件に合致した適切なものとなっているか。
- ③ 設計及び工事内容は、長寿命化や将来における維持管理などが考慮されているか。
- ④ 受託者との打合せや協議は、書類により適正な手続きで行われているか。また、設計委託成果品の履行の確認は適切に行われているか。
- ⑤ 工事請負契約は適正に行われているか。
- ⑥ 関係機関との調整は適切に行われているか。
- ⑦ 工程管理、安全管理は適切に行われているか。
- ⑧ 各種承諾図書、工事記録写真等の提出書類は適正に作成、管理されているか。
- ⑨ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

● 令和 2 年度 第 1 期（工事監査）

項目	概要
監査対象	建築部（公共建築第 1 課）、北区役所（産業振興課、建設課）、中央区役所（建設課）、江南区役所（産業振興課、建設課）、監査実施工事の関係部署
監査範囲	① 建築工事、電気設備及び機械設備工事 ・平成 30 年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事で、竣工期限が平成 31 年 4 月以降の工事 ・令和元年度に契約した当初設計金額 1,000 万円を超える工事 ② 土木工事 ・令和元年度に契約した、当初設計金額 250 万円を超える工事

実施時期	令和2年3月12日～令和2年10月29日	
監査結果	指摘事項	該当なし
	注意事項	<p>①週休2日取得モデル工事実施要領の運用を誤っていたもの 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事現場及び技術者の週休2日の実施状況を確認後に、補正割り増しの設計変更をすべきところ、確認前に設計変更を行っていた ・当初設計では補正割り増し（労務費・機械経費・間接工事費）無しで発注すべきところ、補正割り増しありで発注していた <p>②契約変更に係る金額の増減や工期変更などの経緯について、工事打合せ簿で確認ができなかったもの 6件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数量や工期の契約変更に係る一連の経緯が工事打合せ簿で確認することができなかった ・引渡し前の部分使用について、工事請負契約約款第34条では、工事目的物の全部または一部を受注者の承諾を経て使用できると規定されているが、工事打合せ簿でこれを確認できなかった

● 令和2年度 第2期（工事監査）

項目	概要	
監査対象	建築部（公共建築第2課）、農林水産部（農村整備・水産課）、南区役所（産業振興課、建設課）、西蒲区役所（建設課）、監査実施工事の関係部署	
監査範囲	<p>① 建築工事、電気設備及び機械設備工事</p> <p>ア. 令和元年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事で、竣工期限が令和2年4月以降の工事等</p> <p>イ. 令和2年度に契約した当初設計金額1,000万円を超える工事</p> <p>② 土木工事</p> <p>ア. 令和元年度及び令和2年度に契約した、当初設計金額250万円を超える工事等</p>	
実施時期	令和2年9月11日～令和3年3月25日	
監査結果	指摘事項	該当なし
	注意事項	<p>①計画に関すること 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法の許可を得ていなかったもの <p>②設計に関すること 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火上主要な間仕切壁の貫通部に、法定の防火設備（防火ダンパー）を設置しなかったもの

	<ul style="list-style-type: none"> • 延焼の恐れのある部分の開口部を防火設備としなかったもの <p>③積算、監理に関すること 9件</p> <ul style="list-style-type: none"> • コンクリート構造物取壊し工及び運搬工の体積を過大に計上していたものや工事打合せ簿の専決が誤っていたものなど • 路上路盤再生工における六価クロム溶出試験費及び配合試験費が未計上となっていたもの • 設計変更又は工期変更に関する事項について、工事打合せ簿での協議を怠っていたもの • 工期変更の協議が調う前に変更契約をしていたもの
--	--

2. 財政援助団体等監査

財政援助団体等監査は、市が財政的援助を与えている団体等の出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものについての監査を行います。

なお、財政援助団体等とは、財政援助団体、出資団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者のことをいいます。

● 監査の着眼点（各期共通）

① 対象団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。 ・ 経営成績及び財政状態は良好か。 ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。 ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。 ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。 ・ 自立的な経営を進めるための取組み（自主財源の確保等）はどうか。
② 所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。 ・ 対象団体と行政の役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

● 令和2年度 その1（出資団体監査）

項目	概要						
監査対象	① 対象団体 公益財団法人新潟ミートプラント（出資団体） ② 所管課 新潟市農林水産部食と花の推進課						
対象事務	平成31年4月～令和2年3月までに執行された事務事業						
実施時期	令和2年8月5日～令和3年1月14日						
監査結果	<table border="1"> <tr> <td>指摘事項</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>注意事項</td> <td> 【3件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 賞与引当金を計上する際に、賞与額に対応する社会保険料が見積もられていなかったもの（団体） ・ 財団の会計規程に定める調定簿兼収納簿が形骸化していたもの（団体） ・ 財団の会計規程に定める経費執行簿が形骸化していたもの（団体） </td> </tr> <tr> <td>意見概要</td> <td>財団は、平成5年に本市が現在の場所に食肉センターを開設した時に設立され、平成18年度からは指定管理者として、市内外への食肉の</td> </tr> </table>	指摘事項	該当なし	注意事項	【3件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 賞与引当金を計上する際に、賞与額に対応する社会保険料が見積もられていなかったもの（団体） ・ 財団の会計規程に定める調定簿兼収納簿が形骸化していたもの（団体） ・ 財団の会計規程に定める経費執行簿が形骸化していたもの（団体） 	意見概要	財団は、平成5年に本市が現在の場所に食肉センターを開設した時に設立され、平成18年度からは指定管理者として、市内外への食肉の
指摘事項	該当なし						
注意事項	【3件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 賞与引当金を計上する際に、賞与額に対応する社会保険料が見積もられていなかったもの（団体） ・ 財団の会計規程に定める調定簿兼収納簿が形骸化していたもの（団体） ・ 財団の会計規程に定める経費執行簿が形骸化していたもの（団体） 						
意見概要	財団は、平成5年に本市が現在の場所に食肉センターを開設した時に設立され、平成18年度からは指定管理者として、市内外への食肉の						

	<p>供給に大きく貢献してきたが、近年、と畜頭数は減少傾向となっている。と畜頭数の減少に伴う収益の悪化に対応するため、平成 30 年度に解体手数料の値上げを実施したことで以降の経営状況は黒字となっはいるものの、今後も引き続き厳しい状況が見込まれることから、更なる経営改善が求められる。</p> <p>一方、食肉センターの修繕費増加が財団の経営を圧迫していることに加え、国のフロンガス規制に伴い、食肉センターの冷凍冷蔵庫で冷媒として使用しているフロンガスの調達が困難となるおそれがあり、これらが要因となって運営に支障が出れば、市民生活にも重大な影響を及ぼしかねない。また、施設設置者である本市は温室効果ガスの削減に向け率先して取り組んでおり、厳しい財政状況ではあるものの、速やかに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>現在の食肉を取り巻く環境は財団設立当時と大きく異なり、本市の食肉センターの役割は本市に限った話ではなくなっている。財団の経営上、また施設運営上の課題の解決に向け、関係者間で課題を共有し、今後も市民に安心・安全な食肉を安定的に供給できる持続可能な体制が構築されることを望むものである。</p>
--	---

● 令和 2 年度 その 2 (出資団体監査)

項 目		概 要
監査対象		① 対象団体 株式会社エフエム新津 (出資団体) ② 所管課 新潟市秋葉区役所地域総務課
対象事務		平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月までに執行された事務事業
実施時期		令和 2 年 12 月 14 日～令和 3 年 3 月 25 日
監査結果	指摘事項	【2 件】 ・取締役会について、会社法に規定する頻度で開催しておらず、また議事の一部において議事録を作成していなかったもの ・2か年度に渡り売上の一部を二重計上していたもの
	注意事項	【1 件】 ・売掛金の貸し倒れリスクに対する認識が十分ではなかったもの
	意見概要	エフエム新津は平成 6 年に開局し、地域密着型の情報や行政情報、災害情報などの発信により、地域振興や地域防災に寄与してきた。コミュニティ放送局は、中央と地方との情報格差是正等を目的に制度化され、阪神・淡路大震災を機に全国的に急増したが、近年はインターネットの普及等により、ラジオの利用時間や広告収入は年々減少傾向にあり、その経営は厳しい状況となっている。 同社においても、累積赤字は 2,700 万円を超えており、また、今年

	<p>度及び来年度に大規模な放送設備の更新を予定していることから、これまで以上に経営が悪化することが懸念される。</p> <p>加えて、総収益に占める本市からの財政的援助の割合は50%を超えており、本市への依存度の高い経営体質を改善していく必要がある。</p> <p>同社は今年度より、今まで以上に営業活動に力を注いでおり、コロナ禍にもかかわらず、放送収入の増収が見込まれているが、今後もこうした取組みをより一層推進していくことで、安定した経営基盤を確立していかなければならない。</p> <p>災害時にきめ細かな情報発信を行うコミュニティ放送局は全国的に再評価されているが、同社が今後も地域に必要とされるラジオ局として存続するためには、同社にしか提供できないようなコンテンツの充実・強化が重要である。本市の他部署や地元企業、商店街等と積極的に連携し、地域に密着した情報、地域住民が必要とする情報を発信することで、地域の活性化や住民の安心安全に寄与していくことを望むものである。</p>
--	---

3. 令和元年度 決算審査

毎会計年度、会計管理者及び各企業会計管理者が調製した決算について、市長からの審査依頼に基づき決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているかなどについて審査を行います。

(1) 一般・特別会計

● 審査の主眼

- ① 決算書類は、関係法令に準拠して作成されているか
- ② 決算書類の計数は正確か
- ③ 予算執行は、適正かつ効率的、効果的に行われているか
- ④ 財務に関する事務が法令に準拠して処理されているか

● 審査の結果

審査に付された各会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ、決算計数は正確であると認めた。予算の執行、財務に関する事務処理は、おおむね適正であると認めた。

● 決算の概要

○ 決算総括表

区 分	元年度			30年度比 増減(計)
	計	一般会計	特別会計	
歳入決算額 A	639,433,656	400,636,899	238,796,757	15,014,823
歳出決算額 B	633,546,916	396,533,040	237,013,875	18,798,270
形式収支 ⁽²⁾ C=A-B	5,886,740	4,103,858	1,782,882	△3,783,447
繰越すべき財源 D	663,266	663,266	0	△742,932
実質収支 ⁽³⁾ E=C-D	5,223,474	3,440,593	1,782,882	△3,040,515
前年度実質収支 F	8,263,989	4,306,290	3,957,698	1,131,329
単年度収支 G=E-F	△3,040,514	△865,697	△2,174,817	△4,171,842
積立金 H	3,031,194	2,500,530	530,664	1,326,562
積立金取崩し額 I	263,543	0	263,543	215,701
実質単年度収支 J=G+H-I	△272,863	1,634,833	△1,907,696	△3,060,981

※ 単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 普通会計⁽⁴⁾収支状況

(単位:百万円)

区分	元年度	30年度	元-30増減
形式収支 ⁽²⁾ A	4,604	6,183	△1,579
翌年度繰越財源 B	663	1,406	△743
実質収支 ⁽³⁾ C=A-B	3,941	4,777	△836
前年度実質収支 D	4,777	3,057	1,720
単年度収支 E=C-D	△836	1,720	△2,556
基金積立 F	2,501	201	2,300
繰上償還金 G	0	0	0
基金取崩し H	0	0	0
実質単年度収支 I=E+F+G-H	1,665	1,921	△256

※ 単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 主な基金現在高

(単位:千円)

区分	元年度末	30年度末	元-30増減
財政調整基金	4,512,685	2,012,155	2,500,530
市債管理基金	33,409	26,802	6,607
都市整備基金	1,505,570	1,505,392	178
美術資料取得基金(定額運用)	300,000	300,000	0
歴史資料及び文学資料取得基金(定額運用)	60,000	60,000	0

※ 単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

※ 市債管理基金に満期一括償還積立分は含まない。

○ 市債現在高

(単位:千円)

区分	元年度末	30年度末	元-30増減
一般会計	630,563,589	613,111,880	17,451,709
特別会計	8,427,222	9,244,960	△817,738
合計	638,990,811	622,356,840	16,633,971

※ 単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 財政指標

区分	単位	元年度	30年度	元-30増減
実質収支比率 ⁽⁵⁾	%	1.7	2.1	△0.4
財政力指数 ⁽⁶⁾	-	0.700	0.716	△0.016
経常収支比率 ⁽⁷⁾	%	94.9	93.6	1.3
義務的経費比率 ⁽⁸⁾	%	53.8	55.7	△1.9
人口 ⁽⁹⁾ 当たり地方債現在高	円	799,577	773,106	26,471
人口 ⁽⁹⁾ 当たり基金現在高	円	7,884	4,635	3,249

● 審査意見(各論)

1 決算の概要

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入が前年度比 150 億円

増の6,394億円、歳出が188億円増の6,335億円となった。

一般会計の決算総額は、歳入が緩やかな景気回復基調を背景に市税が増収となったことなどにより、前年度比156億円増の4,006億円、歳出が普通建設事業費、扶助費、積立金の増などにより、173億円増の3,965億円となり、形式収支は41億円、実質収支は34億円となった。

【表1 一般会計決算収支の状況】

(単位：千円)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
予 算 現 額	429,299,636	412,307,724	16,991,912	4.1
歳 入 決 算 額 A	400,636,899	384,989,225	15,647,674	4.1
歳 出 決 算 額 B	396,533,040	379,276,737	17,256,303	4.5
形 式 収 支 C=A-B	4,103,858	5,712,489	△ 1,608,631	△ 28.2
翌年度へ繰り越すべき財源 D	663,266	1,406,198	△ 742,932	△ 52.8
実 質 収 支 E=C-D	3,440,593	4,306,290	△ 865,697	△ 20.1
前 年 度 実 質 収 支 F	4,306,290	2,564,951	1,741,339	67.9
単 年 度 収 支 G=E-F	△ 865,697	1,741,340	△ 2,607,037	△ 149.7
積 立 金 H	2,500,530	200,583	2,299,947	1,146.6
積 立 金 取 崩 し 額 I	0	0	0	—
繰 り 上 げ 償 還 額 J	0	0	0	—
実 質 単 年 度 収 支 G+H-I+J	1,634,833	1,941,922	△ 307,089	△ 15.8

2 歳入状況（一般会計）

一般会計の歳入全体では、前年度比156億円増の4,006億円となった。

一般財源では、平成30年度に税源移譲された義務教職員人件費の影響や、市税収入の増加、臨時財政対策債への振替分の減少などによる地方交付税の増加などにより、52億円の増となった。

また、一般財源以外では、学校空調設備整備やふるまち庁舎、北区役所新庁舎の整備などによる地方債の増加、幼児教育・保育の無償化に伴う国庫・県支出金の増加などにより、105億円の増となった。

【表2 主な歳入決算額の推移】

(単位：百万円)

区分	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元年度	前年増減
市 税	117,664	117,833	118,175	118,993	120,964	120,133	119,621	120,943	133,105	136,102	2,997
個人市民税	38,274	37,494	39,126	39,367	39,609	40,175	40,541	41,542	53,753	56,017	2,264
法人市民税	11,038	11,250	12,422	12,181	12,988	12,049	10,806	10,762	11,183	11,088	△ 95
地方交付税	47,665	46,408	45,454	42,593	41,112	41,235	40,248	53,540	53,773	57,230	3,457
一般財源計	185,478	184,156	182,662	180,879	182,388	187,447	183,589	213,156	215,321	220,475	5,154
国庫支出金	52,135	49,369	46,037	54,226	53,854	54,802	54,853	67,816	62,806	66,341	3,535
地方債	49,187	64,799	61,201	68,718	65,102	54,666	51,370	61,057	52,282	57,506	5,224
臨時財政対策債	19,036	20,692	21,029	23,251	23,535	22,103	22,752	29,201	28,431	22,782	△ 5,649
その他地方債	30,152	44,106	40,172	45,466	41,567	32,563	28,617	31,856	23,851	34,724	10,873
一般財源以外計	168,623	179,603	174,855	189,941	191,818	173,194	171,950	193,245	169,668	180,162	10,494
歳入合計	354,101	363,759	357,517	370,819	374,207	360,640	355,539	406,401	384,989	400,637	15,648

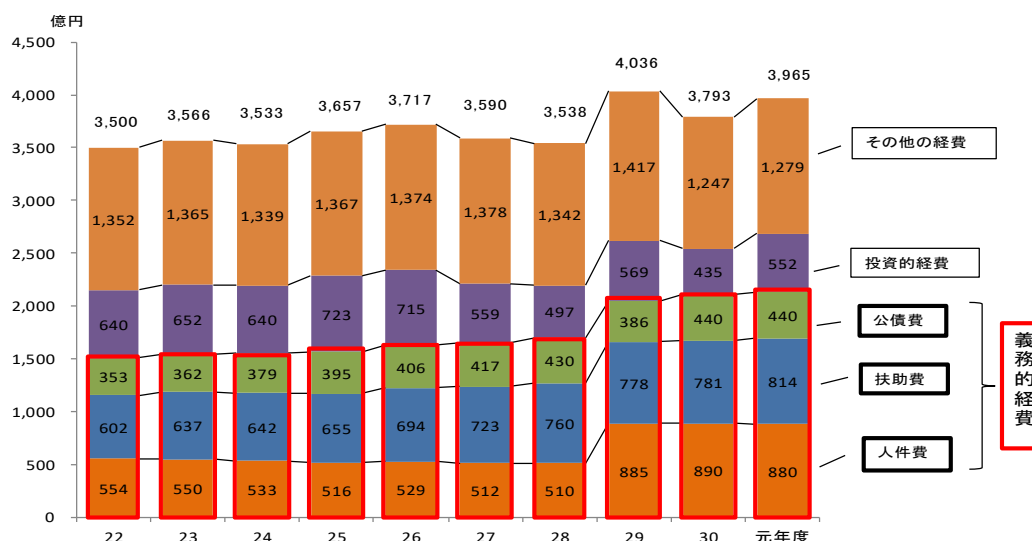
3 歳出状況（一般会計）

一般会計の歳出全体では、前年度比173億円増の3,965億円となった。

義務的経費では、幼児教育・保育の無償化に伴う給付費や、障がい者の就労移行・就労継続支援給付費の増加などにより23億円の増、投資的経費では、学校空調設備整備を進めたことやふるまぢ庁舎、北区役所新庁舎の整備などにより117億円の増、その他の経費では、財政調整基金への積み立てや、下水道事業会計への繰出金、プレミアム付き商品券事業の増加などにより、32億円の増となった。

歳出全体における義務的経費の割合は前年度に比べて1.9ポイント低下の53.8%となり、平成29年度から50%を超えて推移していることから、引き続き財政の硬直化に注意を払っていく必要がある。

【図1 性質別歳出額の推移】



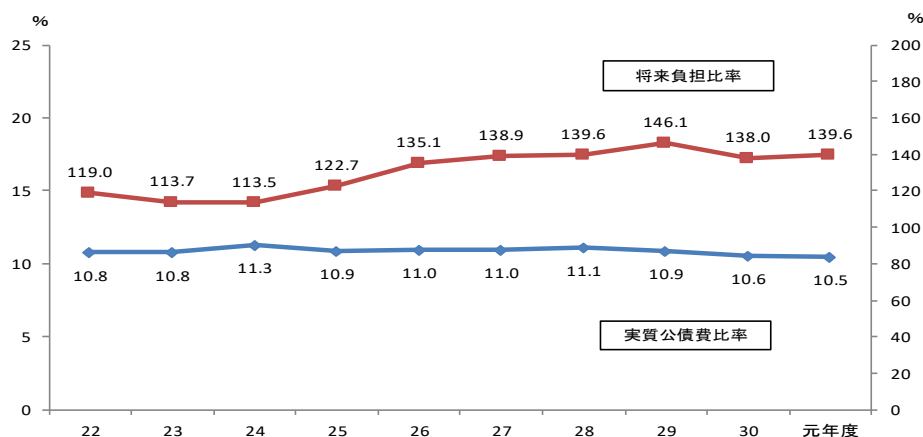
4 財政状況（健全化判断比率）

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、4つの財政指標が定められている。

当年度の「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、赤字が発生していないため、算定されていない。「実質公債費比率」は10.5%で、前年度に比べて0.1ポイント低下し、若干良化した。「将来負担比率」は139.6%で、前年度に比べて1.6ポイント上昇し、やや悪化した。

なお、いずれの数値も、本市に適用される早期健全化基準を下回っている。

【図2 健全化判断比率の推移】



区分	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	11.25
連結実質赤字比率	16.25
実質公債費比率	25.0
将来負担比率	400.0

<参考：政令市比較（平成30年度）>

順位	財政力指数	順位	経常収支比率 (%)	順位	実質公債費比率 ⁽¹⁵⁾ (%)	順位	将来負担比率 ⁽¹⁶⁾ (%)
	新潟市令和元年度 0.700		新潟市令和元年度 94.9		新潟市令和元年度 10.5		新潟市令和元年度 139.6
1	川崎市 1.01	1	浜松市 89.8	1	札幌市 2.2	1	浜松市 0.0
2	名古屋市 0.99	2	岡山市 89.8	2	相模原市 2.7	2	岡山市 9.3
3	さいたま市 0.98	3	熊本市 90.0	3	大阪市 4.2	3	堺市 20.3
4	横浜市 0.97	4	福岡市 91.9	4	さいたま市 5.1	4	さいたま市 21.2
5	千葉市 0.94	5	静岡市 92.6	5	堺市 5.3	5	相模原市 33.3
6	大阪市 0.93	6	新潟市 93.6	6	神戸市 5.7	6	大阪市 46.4
7	仙台市 0.91	7	札幌市 95.6	7	岡山市 6.3	7	静岡市 48.8
8	相模原市 0.90	8	大阪市 96.9	8	浜松市 6.5	8	札幌市 57.3
	静岡市 0.90	9	仙台市 97.4	9	静岡市 6.7	9	神戸市 71.0
10	福岡市 0.89	10	横浜市 97.7	10	仙台市 7.2	10	仙台市 85.5
11	浜松市 0.88		京都市 97.7	11	川崎市 7.3	11	熊本市 116.6
12	堺市 0.83	12	名古屋市 98.0	12	熊本市 7.7	12	名古屋市 118.2
	広島市 0.83	13	相模原市 98.1	13	名古屋市 9.4	13	川崎市 120.4
14	京都市 0.80		広島市 98.1	14	新潟市 10.6	14	福岡市 123.2
	神戸市 0.80	15	千葉市 98.6	15	福岡市 11.0	15	新潟市 138.0
	岡山市 0.80	16	さいたま市 98.7	16	横浜市 11.2	16	横浜市 138.5
17	札幌市 0.73	17	神戸市 99.1		北九州市 11.2	17	千葉市 145.5
18	北九州市 0.72	18	堺市 99.5	18	京都市 11.4	18	北九州市 171.7
19	新潟市 0.71	19	川崎市 99.8	19	広島市 13.1	19	広島市 190.4
	熊本市 0.71		北九州市 99.8	20	千葉市 13.8	20	京都市 191.2

順位	有形固定資産 減価償却率(%)	順位	純資産比率 (%)	順位	受益者負担比率 (%)
1	大阪市 55.4	1	相模原市 81.6	1	大阪市 11.2
2	新潟市 55.8	2	大阪市 79.7	2	名古屋市 8.7
3	横浜市 56.6	3	浜松市 74.9	3	神戸市 7.7
4	さいたま市 58.4	4	横浜市 69.5	4	北九州市 7.4
5	福岡市 59.0	5	静岡市 69.1	5	福岡市 7.3
6	熊本市 59.3	6	堺市 68.5	6	仙台市 7.2
7	川崎市 60.2	7	さいたま市 65.5	7	川崎市 6.9
8	仙台市 61.7	8	川崎市 63.5	8	千葉市 6.6
	政令市平均 63.3	9	神戸市 63.3		政令市平均 6.0
9	岡山市 64.0	10	千葉市 62.3	9	札幌市 5.9
	相模原市 64.7		政令市平均 57.3	10	静岡市 5.7
10	京都市 64.7	11	京都市 53.1	11	浜松市 5.6
	広島市 64.7	12	北九州市 52.6	12	横浜市 5.4
13	浜松市 66.2	13	岡山市 50.7	13	京都市 5.2
	札幌市 66.8	14	福岡市 50.1	14	広島市 4.5
14	静岡市 66.8	15	名古屋市 49.5		相模原市 4.3
16	神戸市 67.5	16	札幌市 47.5	15	熊本市 4.3
17	北九州市 68.0	17	新潟市 43.0	17	岡山市 4.2
18	千葉市 68.2	18	仙台市 37.4	18	さいたま市 4.0
19	堺市 69.0	19	広島市 33.9	19	新潟市 3.8
20	名古屋市 69.2	20	熊本市 31.0	20	堺市 3.5

● 審査意見（まとめ）

（１）新型感染症を乗り越え、「新しい新潟」に向けたまちづくりを
ア 令和元年度決算について

令和元年度は、拠点都市・新潟に向けた取り組みを加速させていく年と位置付け、景気の緩やかな回復基調を背景に歳入の増加を見込むとともに、市民がずっと安心して暮らせるまちの実現のために必要な予算を拡充した。併せて、令和元年度から３年間で集中改革期間と位置付け、これまで以上に行財政改革を徹底し、これによる財源をもとに、基金に５億円を積み立てる予算を編成した。

令和元年度の決算は、歳入は緩やかな景気回復基調を背景に市税が増収となったことなどにより前年度比 156 億円増の 4,006 億円、歳出は事務事業の見直しによる歳出額の圧縮や、除排雪経費が減少した一方で、幼児教育・保育の無償化に伴う扶助費や学校空調設備整備など普通建設事業費の増加により、前年度比 173 億円増の 3,965 億円となった。

主な財政指標をみると、財政力指数、経常収支比率、将来負担比率はそれぞれ悪化したが、実質公債費比率は若干良化した。

これらのうち、特に将来負担比率は、財政見通しにおいて「着実な低減」を財政目標として掲げていることに照らし、数値が悪化した要因に留意して堅実な財政運営の推進に努められたい。

厳しい財政状況の中、前年度から２年連続で基金を取り崩さなかったこと、当初

予算額を超える 25 億円を財政調整基金に積み増し、主要 3 基金の令和元年度末残高が 60 億円となったことなど、概ね良好な結果を迎えることができたものと評価できる。加えて、都市計画道路新潟鳥屋野線の供用開始により市街地の一体化が進んだこと、今後も新潟駅前広場の整備や、国により新規事業化された中・長距離バスターミナルの整備が予定されていることは、拠点性の向上と新たなにぎわいの創出に向けた明るい兆しといえよう。

イ 新型コロナウイルスの影響について

年度終盤の令和 2 年 2 月末、市内初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、瞬く間に社会生活へのマイナスの影響が出始めた。

令和元年度決算では、補正予算で追加計上した感染拡大防止や学校の臨時休業に伴う経費、施設休館等に伴う使用料収入の減少などにとどまったものの、各種事業の進捗に様々な影響を与えている。本市はこの状況の中、集中改革プランに掲げた基金の積み増し目標を一旦停止し、様々な対策を講じているが、今後も事態の推移に対して機動的に対処することが望まれるところである。

今回の感染症の拡大を通じて、大都市圏に集住して日常活動を行うことのリスクや、政治経済機能が一極集中していることのリスクが改めて認識されている。また、テレワークや遠隔教育などリモートサービスの活用・定着が進み始めたことは、国民の意識変化につながっており、新たな働き方や地方移住を前向きに考えるという機運が増すなど、これまでの価値観を一変するパラダイムチェンジをもたらしている。これまで培われてきた新潟の歴史・文化や、都市と田園が調和した新潟の強みを活かすまちづくりに加え、顕在化した「新しい価値観の変化」に適應できるような取組みや、「新しい新潟」に向けた市政運営に取り組まれるよう望むものである。

(2) 実効性のある内部統制体制の構築を

令和 2 年 4 月から、地方自治法に基づいた内部統制制度が導入されたが、市長は、同年 3 月に、公務能率を高め、適正に事務を執行し、信頼される行政運営の確立に取り組むことを基本的な考え方とする「内部統制に関する方針」を発出した。

一方、監査委員は令和 2 年度の定期監査の中でリスクを考慮した内部統制の整備・運用状況についての確認を行っているが、その結果、業務マニュアルの未整備など、不正を未然に防止する上で基本的事項が履行されていない事例や、所属独自の判断で事務処理を行っていた事例などが散見されている。

市民から信頼される行政運営の確保のため、内部統制最終責任者である市長をはじめ全職員が一丸となり、不断の見直しを行いながら、制度が形骸化しないよう、真に実効性の高い内部統制体制の構築・運用に取り組んでいくことを求めるものである。

(2) 公営企業会計

● 審査の主眼

- ① 各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか
- ② 各事業会計の決算書類がその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか

● 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を、おおむね適正に表示しているものと認めた。

● 各企業別の審査内容

【下水道事業会計】

○ 経営成績

区分	元年度末現在高	30年度末現在高	元-30増減
総収益(千円)	31,118,355	30,993,388	124,967
総費用(千円)	31,601,763	30,376,945	1,224,818
純利益(千円)	△483,407	616,444	△1,099,851
営業収支比率(%)	81.9	82.7	△0.8
経常収支比率(%)	100.7	102.0	△1.3

※ 単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 審査意見

【経営状況】

当年度の経営成績は、純損益が前年度に比べ 10 億 9,985 万円減少し、4 億 8,340 万円の純損失となった。これは、平成 30 年度包括外部監査での指摘を受け、過去に廃止したコミュニティプラントや下水道処理施設などの遊休資産(全 14 施設)について、当年度に一括して減損処理を行ったことにより、特別損失が大幅に増加したことが主な要因である。

営業損益は、下水道使用料が前年度に比べ減少したことや、白根水道町ポンプ場供用開始に伴う固定資産の増加によって、減価償却費が増加したことなどにより、前年度に比べ赤字が拡大した。

また、経常損益においては黒字となったものの、長期前受金戻入の算定方法を見直したことなどにより、前年度に比べ減益となった。

【今後の課題】

本市の下水道使用料はこれまで年々増加していたが、当年度は2期連続の減少となった。これは、下水道処理区域の拡大などの増収要因を、人口減少などの減収要因が上回ったことによるものと考えられ、今後も下水道使用料の減少は続くものと見込まれる。

また、下水道使用料による回収程度を示す使用料回収率も、2期連続で100%を下回って赤字となっており、前年度に比べ赤字幅も拡大していることから、経営状況はより厳しさを増しているといえる。

本市の汚水処理人口普及率は、全国平均を下回っており、未普及地域の早期解消が求められる。特に南区や西蒲区は低い水準であるが、当該地域は住宅が点在する農村部が多くを占めており、現在の事業規模で下水道整備を進めるには、長期にわたり多額の費用が必要となってくる。加えて、下水道接続率についても、南区、西蒲区とも低い水準にとどまっており、多額の費用をかけて整備しても接続につながらない状況も大きな課題となっている。

これらの課題に対し、第二次中期ビジョンでは今後の汚水処理施設整備を下水道に限定せず、より経済的な合併処理浄化槽も含めた総合的な整備を推進することとしている。今後、下水道整備区域を見直していくことになるが、そのためには、対象地域の住民の理解を得ながら、丁寧に進めていく必要がある。また、下水道接続率の低い地域に対しても、引き続き区役所と連携した接続促進に取り組むことで、未普及地域の早期解消と持続可能な下水道経営を両立させていかなければならない。

一方、雨水処理について、近年増加している集中豪雨は想定をはるかに超え、全国各地で甚大な被害をもたらしていることから、市民の安心・安全な暮らしを守るためには早急な整備が必要であり、緊急度が高い地域を優先するなど、限られた財源の中で計画に沿った効率的な整備を進める必要がある。

今後も、第二次中期ビジョンに掲げた各施策を着実に実行し、健全で持続可能な経営に向け、更なる経営の効率化と経営基盤の強化に取り組まれるよう求めるものである。

【水道事業会計】

○ 経営成績

区分	元年度末現在高	30年度末現在高	元-30増減
総収益(千円)	16,395,593	16,206,095	189,498
総費用(千円)	14,555,405	14,432,940	122,465
純利益(千円)	1,840,188	1,773,156	67,032
営業収支比率(%)	108.8	110.6	△1.8
経常収支比率(%)	112.6	114.2	△1.6

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 審査意見

【経営状況】

当年度は、当期純利益が18億4,018万円となり、前年度に比べ6,703万円の増益となった。しかし、これは各浄水場で保管されていた放射性物質を含む浄水汚泥の処分が進んだことに伴い、前年度の処分費用に対する賠償金の額が当年度において大幅に増加したことなどにより、臨時的な収益である特別利益が前年度に比べ2億7,333万円増加したことが主な要因である。

本業の成績を表す営業損益や、本業以外も含めた経常的な事業活動の成績を表す経常損益においては、ともに黒字ではあるが、営業利益が前年度から2億2,732万円、経常利益が前年度から1億9,905万円の減益となった。

【今後の課題】

当年度末の内部留保資金は前年度に比べ約4億円増加して69億5,564万円となり、新・マスタープラン中期実施計画での見込みを約25億円上回るなど、令和5年度に資金不足となると見込んでいた状況からは大きく好転している。

しかし、給水人口の減少等に伴い給水収益が年々減少していることや、阿賀野川浄水場をはじめとする近年の大規模投資に伴い、減価償却費が増加傾向にあることなどから、経常損益の黒字幅は確実に縮小している。また、今後も巻浄水場や青山浄水場など老朽化した施設や設備の更新を予定し、多額の資金を必要とすることから、中長期的に厳しい状況にあることには変わりはない。

このような状況を踏まえ水道局は、今後40年程度先の水需要を予測するとともに、減少する需要に見合った基幹施設の整備方針をまとめた「浄配水施設再編基本構想」を策定した。同構想は、将来の水需要の減少に合わせた更なる浄水場の統廃合など、より一層のダウンサイジングを進めることにより、今後の施設整備において効率的かつ最適な投資を目指すとともに、維持管理費などの費用の縮減を目指すものである。

年々厳しさを増す経営環境下において、市民生活や企業の経済活動に欠かせないライフラインである水道事業を健全かつ安定的に運営するためにも、現状に甘んじることなく、常に危機感を持って、同構想に基づき将来を見据えた対応を図

るとともに、資金不足となる状況を可能な限り回避できるよう、引き続き経営基盤の強化に向け着実に取り組まれるよう求めるものである。

【病院事業会計】

○ 経営成績

区 分	元年度末現在高	30年度末現在高	元-30増減
総収益(千円)	24,554,085	24,179,375	374,710
総費用(千円)	26,041,298	25,083,920	957,378
純利益(千円)	△1,487,213	△904,546	△582,667
医業収支比率(%)	85.3	86.9	△1.6
経常収支比率(%)	94.3	97.4	△3.1

※単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

○ 審査意見

【経営状況】

当年度は純損失として 14 億 8,721 万円を計上し、前年度から大幅に赤字が拡大した。医業損益は 36 億 994 万円の損失を計上し、前年度よりも損失が 5 億 2,452 万円拡大した結果、医業収支比率は前年度より 1.6 ポイント減の 85.3%となり、7 期連続の悪化となった。

収益に関しては、年間の病床利用率が低下したものの、年度の半ばから入院患者の確保に向けた経営改善に取り組んだことや、10 月の消費税率引上げに伴い診療報酬がプラス改定となったことなどにより、前年度に比べ増加した。一方、費用に関しては、医療情報システムなどにかかる減価償却費、給与費、抗がん剤など高額な医薬品にかかる材料費の増加に加え、消費税率引上げの影響などにより、前年度に比べ増加した。これらのことから、収益の増加より費用の増加が上回ったため、赤字が拡大したものといえる。

なお、新型コロナウイルス感染症については、専用病床を確保するため一般病床を転用したことにより、3 月の病床利用率は大きく落ち込んだものの、病床の転用を段階的に進めたこと、また高度治療が必要な患者を確保できていたことなどから、3 月の医業収益は落ち込まず、前年度を上回ったため、令和元年度決算における影響は限定的と思われる。

【今後の課題】

市民病院の経営は、平成 29 年度の緊急対応宣言以降、職員のワークライフバランスの実現と持続可能な健全経営を両立するため、難しい舵取りを求められてきた。

当年度末の内部留保資金は、前年度を上回る赤字を計上したことで、2 期連続で減少し、約 96 億円となった。今後の推移には留意する必要がある。

こうした厳しい状況の中、入院患者の確保に向けた経営改善に取り組んだ結果、

下半期の医業収益が前年度に比べ改善するなど一定の成果を上げることができた。収支改善の兆しが見えてきた矢先に、新型コロナウイルス感染症に対応するため、一般病床を転用せざるを得なくなったことは誠に残念ではあるが、必要な収益を確保するためには、36協定を遵守しつつも、引き続き入院患者の確保に向けた取組みを推進していかなければならない。また、年々増加する費用面に関してもその原因を分析し、適正化に向け取り組む必要がある。

市民病院は、新潟医療圏域内で唯一の感染症病床を有する指定医療機関として、新型コロナウイルス感染症に備えるとともに、第三次救急医療機関として、他の疾病や怪我の重症患者にも対応しなければならない。

最前線で対応に当たっている医療従事者が安心して働ける環境を守ることにより、市民病院が市民の命を守る「最後の砦」として、引き続き期待される役割を十分発揮されるよう求めるものである。

4. 令和元年度 基金運用状況審査

特定目的のために定額で運用される基金について、市長からの審査依頼に基づき、基金運用状況調書等の関係諸表の計数を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査します。

● 対象基金

- ① 美術資料取得基金
- ② 歴史資料及び文学資料取得基金

● 審査の主眼

- ① 基金運用状況報告について、その計数が正確か
- ② 基金の設置目的に従って運用されているか

● 審査の結果

各基金の運用状況は、計数は正確であり、それぞれ設置目的に従って運用されており、事務の執行も適正であると認めた。

● 基金の運用状況

① 美術資料取得基金

区 分	美術資料有高				年度末 現金有高	年度末 基金現在高
	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計		
元年度	251,750	7,518	0	259,268	40,732	300,000
30年度	251,750	0	0	251,750	48,250	300,000
増減額	0	7,518	0	7,518	△7,518	0

※元年度末における資料有高は絵画11点、版画4点、立体2点

② 歴史資料及び文学資料取得基金

区 分	歴史・文学資料有高				年度末 現金有高	年度末 基金現在高
	前年度 繰越額	当年度 購入額	当年度 払出額	計		
元年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
30年度	36,000	0	0	36,000	24,000	60,000
増減額	0	0	0	0	0	0

※元年度末における資料有高は文学資料1点

5. 令和元年度 健全化判断比率⁽¹⁷⁾及び資金不足比率⁽¹⁸⁾審査

市長からの審査依頼に基づき提出された健全化判断比率⁽¹⁷⁾及び資金不足比率⁽¹⁸⁾について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているか審査します。

● 審査の主眼

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等関係法令に基づき適正に算定されているか
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか

● 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定及び算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていると認めた。

● 総括意見の概要

当年度における実質公債費比率は 10.5%、将来負担比率は 139.6%と、それぞれ早期健全化基準を下回った。

将来負担比率に着目すると、前年度と比べ 1.6%の小幅な上昇にとどまったものの、政令指定都市の平均値が低下傾向にある中、本市が今後返済しなければならぬ負債の割合は引き続き高い状態にある。

新型コロナウイルス感染症への対応のため、基金の取り崩しや税収の減など、さらに厳しい財政環境が予想されているが、長期的視野における財政目標を安易に後退させるべきではない。厳しい状況だからこそ、市債残高の縮減を図りつつ、将来負担比率を毎年度着実に低減することとした財政目標の達成に向けて着実に歩を進めるため、堅実な財政運営の推進に努められたい。

○ 健全化判断比率

区分	健全化判断比率	早期健全化比率 ⁽²¹⁾
実質赤字比率 ⁽¹⁹⁾	— (—)	11.25%
連結実質赤字比率 ⁽²⁰⁾	— (—)	16.25%
実質公債費比率 ⁽¹⁵⁾	10.5% (10.6)	25%
将来負担比率 ⁽¹⁶⁾	139.6% (138.0)	400%

※「—」は黒字のため記載すべき比率無し。()内は前年度比率。

○ 資金不足比率

区 分	資金不足比率	経営健全化比率 ⁽²²⁾
下水道事業会計	— (—)	20%
水道事業会計	— (—)	
病院事業会計	— (—)	
中央卸売市場事業会計	— (—)	
と畜場事業会計	— (—)	

※「—」は資金不足がないため記載すべき比率無し。()内は前年度比率。

(参考) 各比率の算定対象となる会計

会計区分	比率算定の対象となる会計					
	実質赤字比率	連結赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
普通会計	一般会計(公営事業分除く)	○	○	○	○	
	土地取得事業会計	○	○	○	○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	○	○	○	○	
	公債管理事業会計	○	○	○	○	
公営事業会計	国民健康保険事業会計		○	○	○	
	介護保険事業会計		○	○	○	
	後期高齢者医療事業会計		○	○	○	
	中央卸売市場事業会計		○	○	○	○
	と畜場事業会計		○	○	○	○
	下水道事業会計		○	○	○	○
	水道事業会計		○	○	○	○
病院事業会計		○	○	○	○	
一部事務組合・広域連合			○	○		
地方公社・第三セクター等				○		

6. 例月現金出納検査

地方公共団体の現金の出納について、現金の収支が正確か、現金残高が出納簿の残高と一致しているかなど、毎月例日を定めて検査を行います。

● 検査の概要

① 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）

毎月1回、前月末日現在の現金収支及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

② 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）

毎月1回、下水道事業管理者（市長）、水道事業管理者及び病院事業管理者の所管に係る、前月末日現在の月次試算表及び現金保管の状況を確認するとともに、提出された検査資料の計数の正確性を検証しています。

● 検査の結果

① 会計管理者所管分（一般会計及び特別会計）

会計管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。

② 公営企業会計分（下水道事業、水道事業及び病院事業）

各事業管理者から提出された検査資料の計数は正確であることを認めた。

7. 住民監査請求に基づく監査

新潟市の住民が、新潟市の執行機関や職員について、違法又は不当な公金の取得、管理、処分などの事実がある場合、これを証する書面を添えて、必要な措置を講じるように監査委員に監査を求める制度です。

● 監査の結果

該当なし

8. 請求等に基づく監査

住民からの事務監査請求や、市長の要求、議会からの請求により実施する監査制度です。

● 監査の結果

該当なし

9. 包括外部監査

市長と契約した外部監査人が実施した包括外部監査について、その結果に関する報告書の提出を受け、これを公表しています。

● 各年度の実施状況

年 度	外部監査人	包括外部監査の内容
令和 2 年度	弁護士	農業政策に関する事務の執行について（令和 3 年 2 月公表）
令和元年度	公認会計士	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行及び管理の状況（令和 2 年 2 月公表）
平成 30 年度	公認会計士	水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況（平成 31 年 2 月公表）
平成 29 年度	公認会計士	市税の賦課徴収に係る財務事務の執行及び管理の状況について（平成 30 年 2 月公表）
平成 28 年度	弁護士	財務部債権管理課の事務の執行について（平成 29 年 2 月公表）
平成 27 年度	弁護士	市営住宅に関する財務事務の執行について（平成 28 年 2 月公表）

Ⅲ 参考

1. 関係法令・例規

① 関係法令

法 令	本文での略記
地方自治法	地自法
地方公営企業法	地公企法
地方公共団体の財政の健全化に関する法律	地公財健法

※本文中での条文番号等の略記については以下のとおりです。

条：英数字 項：ローマ数字 号：漢数字

(例) 第 185 条の 5 第 2 項第 5 号 → 185 の 5Ⅱ五

② 関係例規

例 規	備 考
新潟市監査委員条例	制定：S39.3.30、最終改正：R2.4.1
新潟市監査委員事務局規程	制定：S34.10.1、最終改正：R2.4.1
新潟市監査委員規程 (旧新潟市監査事務運営規程)	制定：H29.3.27、最終改正：R2.4.1
新潟市監査委員監査基準	制定：R2.2.28、最終改正：R3.3.5
新潟市監査委員会議傍聴規程	制定：H16.3.10、最終改正：R2.4.1
新潟市外部監査契約に基づく監査 に関する条例	制定：H11.2.25、最終改正：H15.9.29
新潟市外部監査契約を締結しよう とする相手方の資格を証する書類 等閲覧規則	制定：H11.3.16、最終改正：H19.9.1

2. 用語の解説

No.	用語	概要
1	独任制	それぞれの監査委員が独立して職務（監査）を行うこと。このため「監査委員会」ではなく「監査委員」と呼称する。ただし、監査の結果や意見の決定については、監査委員全員の「合議」による（地自法 199XI）。
2	形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額
3	実質収支	当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもの。形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。
4	普通会計	決算統計上の会計区分。本市においては、一般会計に特別会計である母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計、公債管理事業会計を、各会計間の重複を調整して加えたもの。
5	実質収支比率	標準財政規模 ^(A) に対する実質収支額の割合を示す。財政運営の健全性を示す数値として、一般的に 3～5%が望ましいとされる。
5A	標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方債）の発行可能額を加算した額。
6	財政力指数	標準的な行政サービスを行うために必要な一般財源に対する税収入の割合を示す。値が 1 に近いほど財政力が強いとされる。「基準財政収入額 ^(A) ÷ 基準財政需要額 ^(B) 」の 3 か年平均値。
6A	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を、一定の方法により算出した額。
6B	基準財政需要額	普通交付税の算定基礎になるもので、地方公共団体が合理

		的かつ妥当な水準の行政活動を行うために必要な財政需要を、一定の方法により算定した額。
7	経常収支比率	経常経費に充当した一般財源の割合を示す。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。「経常経費充当一般財源÷(経常一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債)×100」。
8	義務的経費比率	歳出総額に占める義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の割合。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるとされる。
9	人口	この表でいう「人口」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より、令和元年度は令和2年1月1日現在、令和2年度は令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口によるもの。
10	貸借対照表	基準日時点の財政状態(資産・負債・純資産の残高及び内訳)を表示したもの。資産状況とともに、その資産をどのような負担により形成してきたかを表したもの。
11	行政コスト計算書	年間の行政活動のうち、福祉サービスやごみ収集、消防活動など、資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその財源を対比させ、純行政コストを表したもの。
12	有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)	有形固定資産のうち、建物や工作物など耐用年数のある償却資産について、耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているのかを表すもの。比率が高いほど、資産の老朽化が進んでいることを示す。
13	純資産比率	現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資産をどのくらい蓄積しているかを表すもの。
14	受益者負担比率	行政コスト計算書の経常収益と経常費用を比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担割合を算出したものである。この比率が高いほど、行政サービスを提供するために発生したコストが受益者負担で賄われていることを示している。
15	実質公債費比率	普通会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、借入金返済額の大きさを示す。
16	将来負担比率	市の全会計のほか一部事務組合、広域連合、地方公社、出資法人を含め、将来的に負担が見込まれる、負債(借入金)の標準財政規模に対する割合。負債が将来財政を圧迫する可能性の大きさを示す。
17	健全化判断比率	地公財健法で定める、地方公共団体の財政状況を客観的に

		表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標で、①実質赤字比率 ⁽¹⁹⁾ 、②連結実質赤字比率 ⁽²⁰⁾ 、③実質公債費比率、④将来負担比率の4指標で構成される。
18	資金不足比率	公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。
19	実質赤字比率	普通会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、収入に対する赤字の割合を示す。
20	連結実質赤字比率	普通会計及び公営事業会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、収入に対する地方公共団体全体の赤字の割合を示す。
21	早期健全化基準	この基準値をひとつでも超えた場合、議決を伴う「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による財政健全化を行っていくことが必要となる。
22	経営健全化基準	この基準を超えた場合、超えた企業ごとに議決を伴う「経営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力による経営健全化を行っていくことが必要となる。